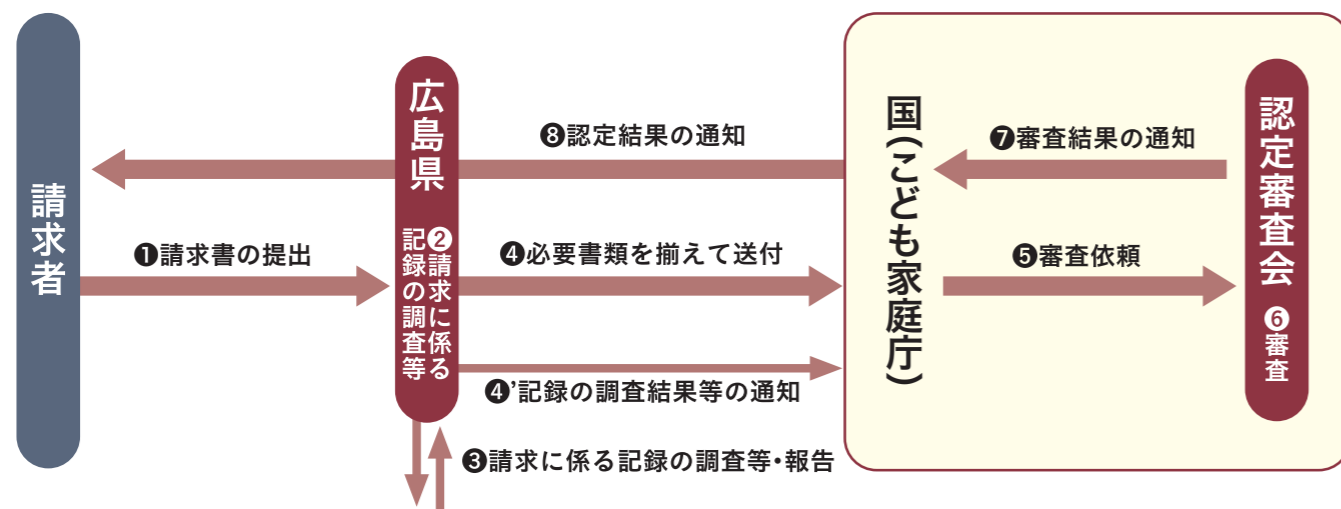


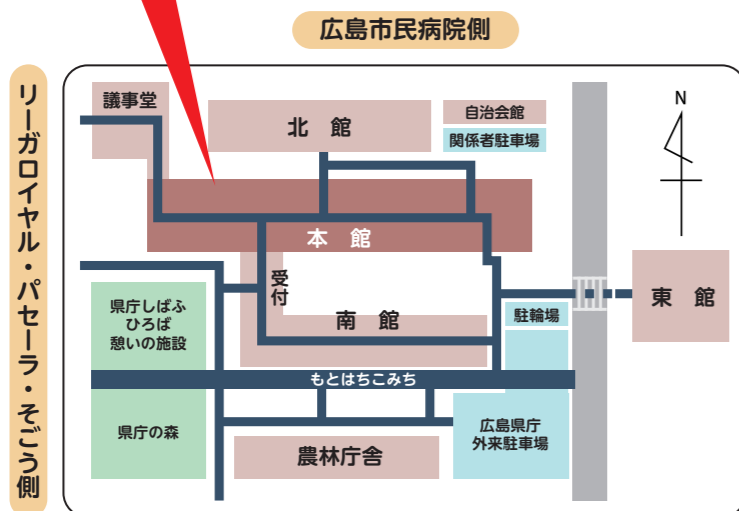
＜補償金・一時金支給手続きの流れ＞



市町村・医療機関・福祉施設

*広島県以外の都道府県で手術を受けていた場合は、請求は、広島県に対して行い、調査などは、国(こども家庭庁)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施します。
*請求者が、記録などにより補償金等の支給対象者に該当すると確認できた場合は⑤～⑦は省略。

本館5階 子供未来応援課



補償金等支払いについて

補償金等は、
(独)福祉医療機構(支払い団体)より
支払われます。

国や県、(独)福祉医療機構、
金融機関の名を語り
補償金等をだまし取ろうとする
電話がかかるかもしれません。

不審な電話やメールは、警察へ相談!

[警察安全相談電話]
局番無しの「#9110」または
お近くの警察署へお電話ください。

〈広島県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口〉

TEL.082-227-1040 FAX.082-502-3674

メールアドレス fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
受付時間 8:30~17:15 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く)
所在地 〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号 広島県庁本館5階(子供未来応援課)



広島県公式
ホームページ

- 請求の受付は予約の方を優先します。手話通訳等配慮が必要な方は、予約時にお知らせください。なお、1件あたり60分程度かかる見込みです。
- 請求書は郵送でも提出が可能です。

旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ 対象となる方に補償金等を支給します。



旧優生保護法のもと、昭和23(1948)年9月11日から平成8(1996)年9月25日までの間に、特定の疾病や障害を理由に、優生手術(生殖を不能にする手術等)や人工妊娠中絶を受け、心身に傷を受けた方やそのご家族がいます。

そのような方やご家族に対し、「旧優生保護法補償金等支給法」に基づき、国から、補償金や一時金が支給されます。

補償金の支給

対象:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫又はおいめい))

支給額:本人 1500万円 配偶者 500万円 ※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対象:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額:320万円
※上記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対象:旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額:200万円
※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

【請求期限】令和12年1月16日

まずは、ご相談ください。相談内容の秘密は守ります。

優生手術を受けたことを言えない方もいます。
ご家族等代理人の方でも請求できます。また、ご希望があれば弁護士が請求を無料でサポートすることもできます。



こども家庭庁
特設サイト

制度の概要に関する点字版のリーフレットをご希望の方は、裏面の窓口へご連絡ください。

旧優生保護法補償金等支給法に関する手話字幕動画は、国の特設サイトからご覧になれます。

このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。



ご請求の参考にしてください



Q01 旧優生保護法とは？

昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、日本において施行されていた法律です。

A01

Q02 旧優生保護法に基づく優生手術等とは？

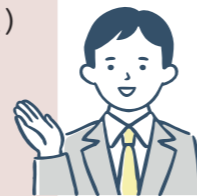
特定の疾病や障害を有することなどを理由にして、生殖を不能にする（子供ができなくする）ための手術や放射線の照射を受けたこと、または人工妊娠中絶（お腹の中の赤ちゃんを産めなくされること）を受けたことをいいます。

A02

Q03 補償金や一時金の支給対象とならない人は？

次のような理由で、生殖を不能にする（子供ができなくする）ための手術や放射線の照射、または人工妊娠中絶（お腹の中の赤ちゃんを産めなくされること）を受けた方は、対象になりません。

- ・母体保護
- ・子宮がんその他の疾病または負傷の治療
- ・本人が子を有することを希望しない
- ・本人が、生殖を不能にする（子供ができなくする）ための手術や放射線の照射、または人工妊娠中絶（お腹の中の赤ちゃんを産めなくされること）を受けることを希望した場合



A03

Q04 優生手術等を受けた本人が亡くなっている場合は、補償金を請求することはできますか？

補償金は、手術等を受けた本人や配偶者が亡くなっている場合は、その方の遺族が請求することができます。

遺族の順位は、法律により、次のように定められています。

<遺族の順位>

本人が死亡した当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫又はおいめい

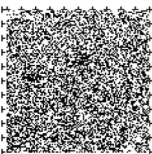
なお、同じ順位の遺族が2人以上あるときは、その1人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなされます。



A04

Q05 優生手術等を受けた本人が亡くなっている場合は、一時金を請求することはできますか？

優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金は、本人が生存している場合のみ請求できます。本人が亡くなっている場合は、その方の遺族であっても請求することはできません。



A05

Q06 補償金・一時金の請求に必要なものは？

手術を受けた本人からの請求の場合、国の定めた請求書のほか、医師の診断書、障害者手帳の写しなどが必要です。



（戸籍謄本や関係者の記録など）

手術を受けた本人の配偶者（事実婚を含む）からの請求の場合、手術を受けた本人との婚姻（事実婚）関係を証明できる書類なども必要です。

本人又は配偶者の遺族からの請求の場合、遺族であることを証明できる書類も必要です。

個別にご相談に応じますので、詳しくはお問合せください。



A06

Q07 医師の診断書はどこで作成してもらえますか？

診断書は、請求する方の便利の良い医療機関で作成してもらってください。願う医療機関が分からない場合や、提出が難しい場合は、相談窓口へご連絡ください。

A07

Q08 自分で請求書を書いたり、戸籍などの必要書類を集めたりすることが難しい場合は、どうすればよいですか？

本人の代理人として、家族などが作成することができます。また、希望があれば、弁護士が無料で請求のサポートをすることもできます。詳しくは、相談窓口へご連絡ください。

A08

Q09 優生手術や人工妊娠中絶を受けた当時の記録が見つからない場合は、請求できませんか？

当時の医療機関の記録が見つからない場合であっても、請求はできます。場合によっては、可能な範囲で、家族など関係者の陳述（聞き取り書の作成）をお願いすることがあります。

こども家庭庁に設置された認定審査会で、手術に関する陳述の内容や、収集した資料などを総合的に審査し、支給対象者となるかどうか認定されます。

A09

Q10 請求はいつまでにすればよいですか？

令和12年1月16日までに請求してください。



A10